

E i w a N e w s

平成 19 年度税制改正案の概要

平成 19 年 1 月
(No. 018)

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。

昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。

皆様のますますのご発展を祈念しますとともに、本年も一層のお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、昨年 12 月 14 日に自由民主党より平成 19 年度税制改正大綱が発表されました。

今回は平成 19 年度の主な税制改正項目をご紹介いたします。

[減価償却制度]

1) 平成 19 年 4 月 1 日以後取得する資産

平成 19 年 4 月 1 日以後取得する減価償却資産につきましては、残存価額・償却可能限度額が廃止されます。

定額法の場合は毎期取得価額の「1／耐用年数」を償却することにより、また定率法の場合も一定の計算により、耐用年数経過時点に 1 円（備忘価額）まで償却できることになります。

2) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産

既存の減価償却資産につきましては、償却可能限度額（取得価額の 95%）まで償却した事業年度等の翌事業年度以後 5 年間で均等償却ができることになります。

[留保金課税制度]

特定同族会社の留保金課税制度について、適用対象法人から、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である会社が除外されます。

[上場株式等の配当・譲渡益課税]

上場株式等の配当等に係る軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率（所得税 7%、住民税 3%）の特例は、1 年間延長されます。

[相続時精算課税制度]

平成 19 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に、推定相続人が取引相場のない株式等の贈与を受けた場合、発行済株式等の総額（相続税評価額ベース）が 20 億円未満であることなど、一定の要件を満たすときは、60 歳以上の親からの贈与も相続時精算課税制度の対象とし、非課税枠も 3,000 万円となります。

[住宅ローン控除等]

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除につきまして、平成 19 年又は平成 20 年に居住した場合の特例制度が創設され、本則との選択適用ができるようになります。

(特例制度では単年度の控除率は低くなりますが、控除期間が 10 年から 15 年に延長されます。)

また、一定のバリアフリー改修工事をした場合の特別控除の特例も創設されます。

[三角合併等]

組織再編税制について、「適格合併等の要件」及び「被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の繰延の判定要件」である、“合併等の対価の範囲”に合併法人等の親法人（100%保有に限ります）の株式のみが交付される場合の、当該株式が加えられます。

ただし、非居住者又は外国法人である株主に、合併法人等の外国親法人の株式が交付された場合には、一定の場合を除き、その合併等の時に課税されます。

[その他]

- 所得税の電子申告の際、添付書類のうち一定のものは提出が省略できることになります。
- 源泉徴収の対象となる報酬・料金等の範囲に、通訳にかかる報酬・料金が追加されます。
- 取引相場のない種類株式（配当優先の無議決権株式等）の相続税等の評価方法が明確化されます。
- 事前確定届出給与の届出期限が延長されます。また、同族会社以外の法人が、定期給与を受けていない役員に対して支給する給与については、届出が不要となります。

減価償却制度の変更につきましては、固定資産台帳の整備等の事務処理が必要となりますので、ご留意ください。

これらの改正項目は、今年の通常国会において審議・可決される見通しです。

なお、平成 18 年度の税制改正により所得税及び住民税の税率が改正され、平成 19 年 1 月以降支給する給与に係る源泉徴収税額が変わります。ご注意ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。